

小売全面自由化等の 詳細制度設計に当たって

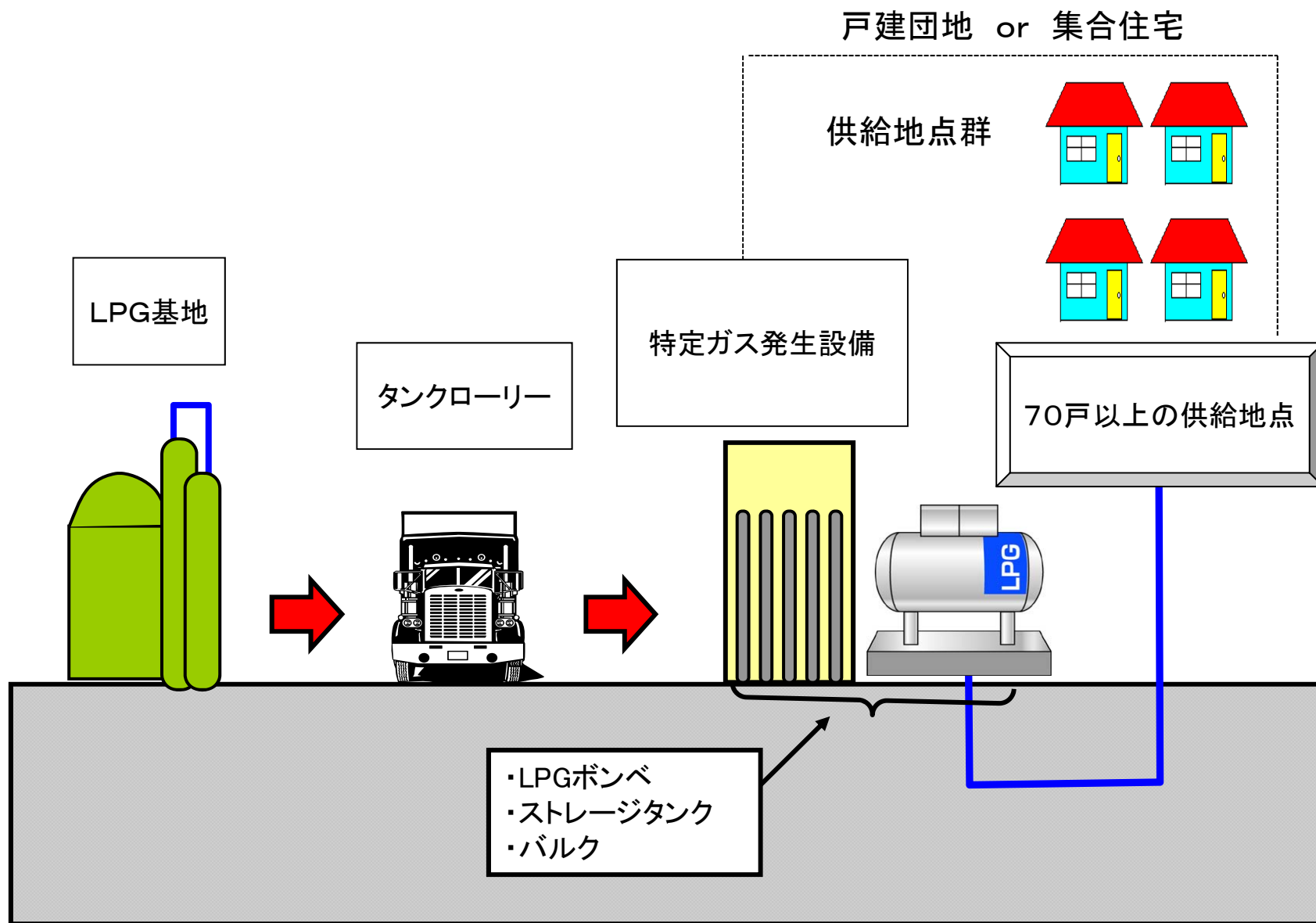
平成27年8月20日
(一社)日本コミュニティーガス協会

1.簡易ガス事業とは

ガス事業法に基づき供給地点群ごとに許可を受けた簡易ガス事業者が、「一般の需要に応じ、政令で定める**簡易なガス発生設備**(『特定ガス発生設備』という。)においてガスを発生させ、導管によりこれ(※主にLPG)を供給する事業であって、**一の団地内**におけるガスの供給地点の数が**70以上**のものをいう。」(法第2条第3項)

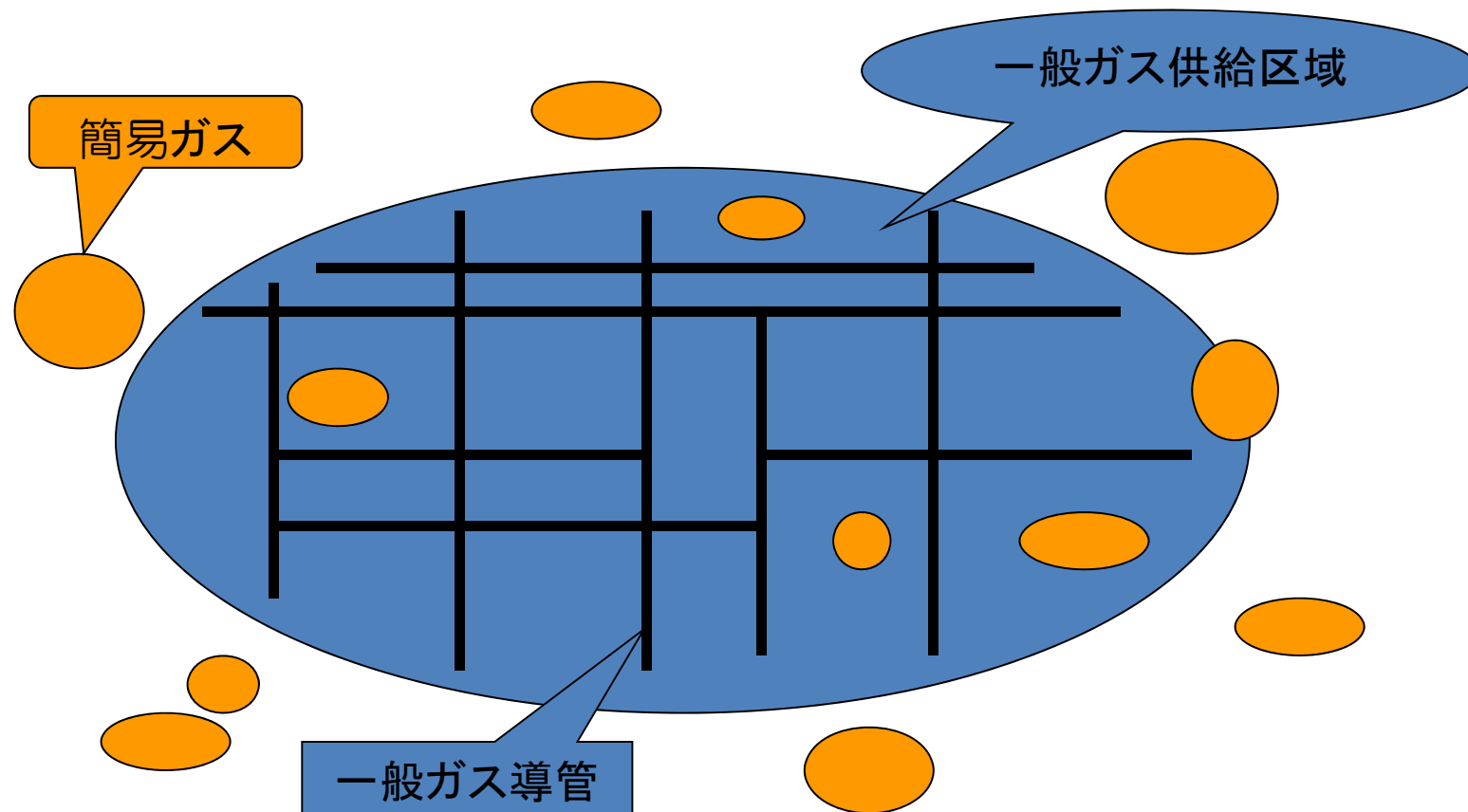
・「簡易なガス発生設備は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下『液化石油ガス法』という。)に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器(**液化天然ガス用保冷容器を除く。**)並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置(当該容器内又は当該容器に附属する**気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。**)とする。」(施行令第1条)

簡易ガス事業についても、**供給義務**が課され、原則として**認可を受けた料金その他の供給条件での供給**しか認められない。



2.簡易ガス事業の特徴

2-1.都市部・その近郊に点在

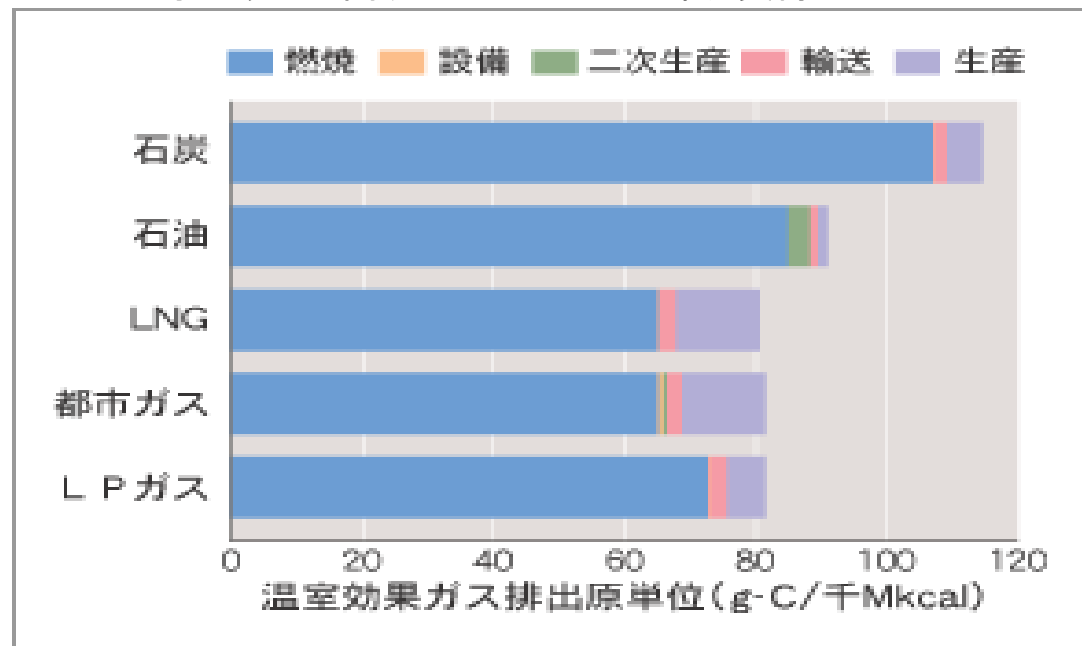


2-2.原料のLPガスは

◎ 環境にやさしいクリーンエネルギー

1. 燃焼による排ガス中のCO₂量は、石油や石炭に比べ非常に少なく、オゾン層破壊の心配がない
2. LPガスには硫黄分の含有量がほとんどなく、窒素も含まれていない
3. ススや灰分をださない

地球温暖化に関するエネルギーの環境負荷(LCA)



(注)

LCAとは、ライフサイクルアセスメントの略で、生産から消費までの全過程で生じる環境負荷を評価する手法

(出所: (財)地球環境産業技術研究機構レポートによる)

◎ 天然ガスよりハイパワー (総発熱量 LPG≒24, 000 kcal/m³ LNG≒11, 000 kcal/m³)

体積あたりの総発熱量が天然ガスに比べるとプロパンは約2. 5倍、ブタンは約3. 3倍

◎ 小型容器に詰めて利用でき、持ち運びに便利で、点検、メンテナンスが容易

2-3.高い災害対応力

- ・団地ごとの分散型供給システム
地震災害時には自動的にガスを遮断
- ・コンパクトで低コストの供給設備
- ・災害発生時、特定製造所に貯蔵した燃料の活用
また、住宅ごとにLPガスシリンダーでの個別供給により迅速な
仮復旧も可能



ボンベ庫内部



感震遮断装置

3.簡易ガス事業の概要

3-1. 概況

平成26年12月末現在

事業者数	1,424	社
供給地点群数	7,504	地点群
供給地点数	1,850,706	地点
需要家 メーター取付数	1,371,700	個
〃 調定数	1,173,993	戸
平均料金水準（H26年3月末における認可時平均）	474.24	円／m ³
販売量 家庭用（H26年1月～H26年12月計）	152,729,479	m ³
〃 商業用（H26年1月～H26年12月計）	7,428,744	m ³
〃 その他（H26年1月～H26年12月計）	3,170,207	m ³
計（H26年1月～H26年12月計）	163,328,430	m ³

簡易ガス事業の概況及びガス事業生産動態統計調査より

3-2.簡易ガスの規模別(地点数・需要家数別)事業者数

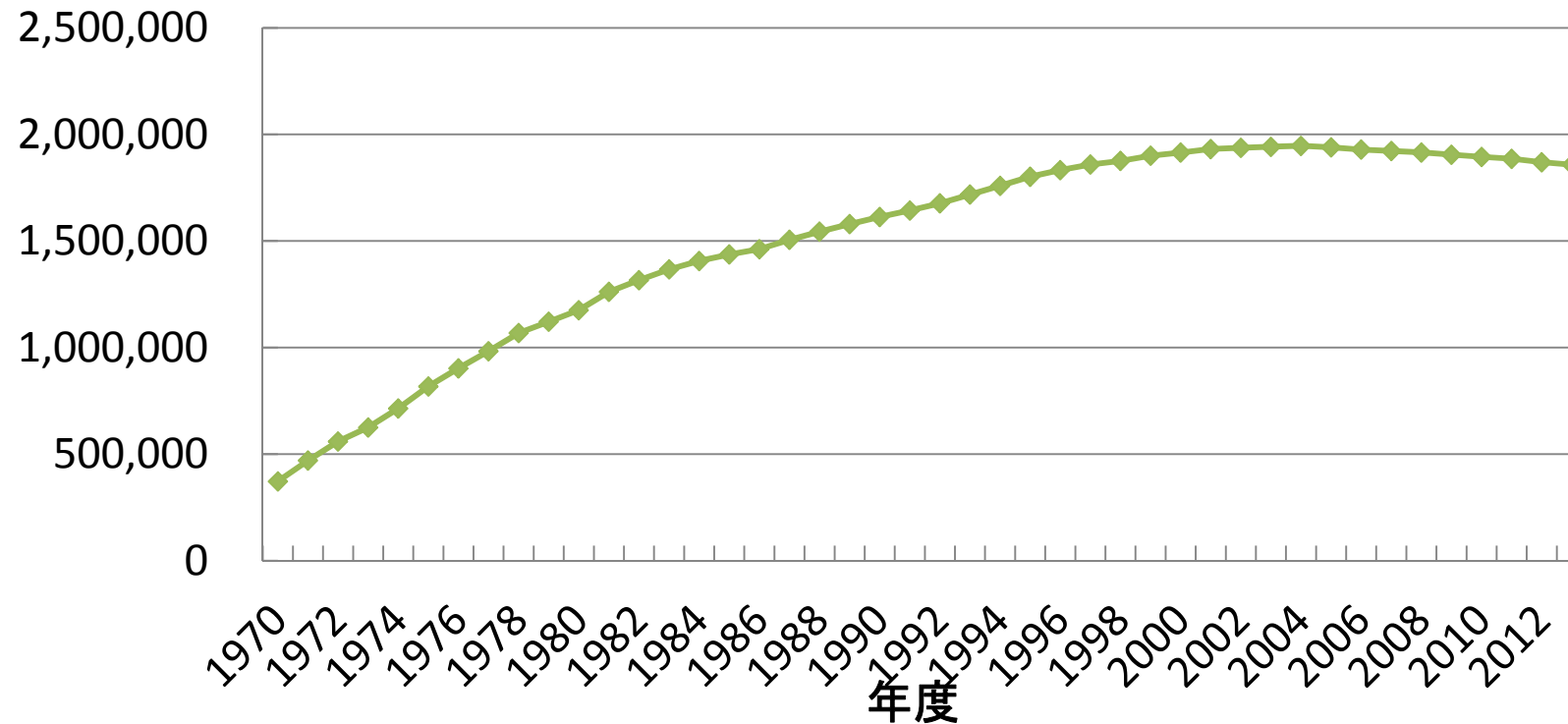
平成26年3月末現在

地点数・需要家数	簡易ガス	一般ガス	計	累計
500, 000以上		6	6	6
499, 999～300, 000		4	4	10
299, 999～100, 000		12	12	22
99, 999～ 50, 000		16	16	38
49, 999～ 30, 000		72	91	129
29, 999～ 10, 000	19			
9, 999～ 5, 000	36	33	69	198
4, 999～ 4, 000	17	13	30	228
3, 999～ 3, 000	36	15	51	279
2, 999～ 2, 000	66	19	85	364
1, 999～ 1, 000	171	15	186	550
1, 000未満	1,079	4	1083	1,633
内訳(999～500)	(240)	—	—	—
(499～300)	(229)			
(299～ 70)	(610)			
計	1,424	209	1,633	

資源エネルギー庁監修 ガス事業便覧より

3-3.簡易ガスの供給地点数の推移

許可地点数

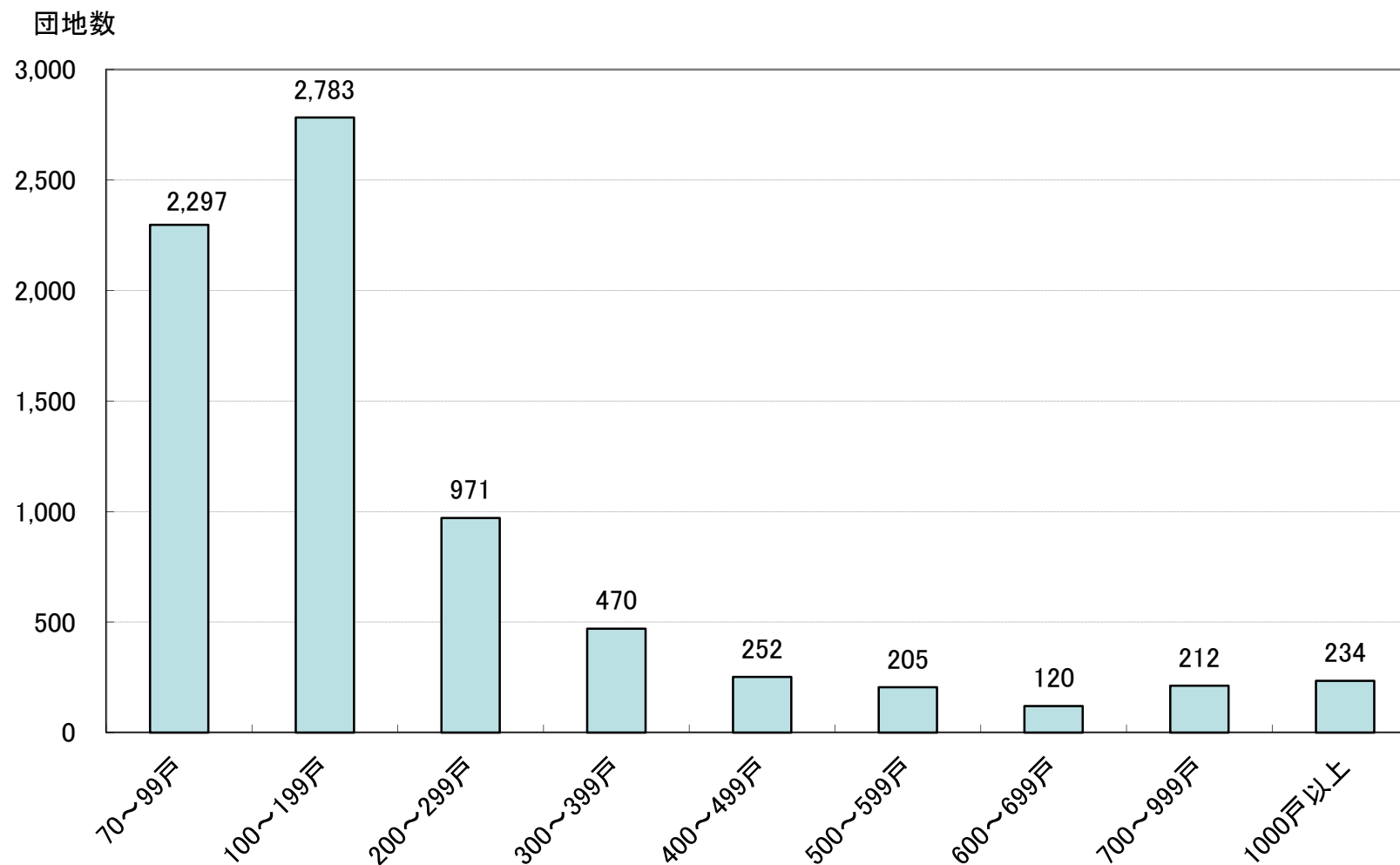


単位：地点

各年度末	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2013
地点数	371,997	817,629	1,175,544	1,436,981	1,612,906	1,801,835	1,914,803	1,939,072	1,894,655	1,858,031

資源エネルギー庁監修 ガス事業便覧より

3-4.簡易ガス団地の供給規模別分布



出典:資源エネルギー庁 簡易ガス事業の概況(平成26年3月末)

4.詳細制度設計に向けた関心事項

(1)「一の団地」の解釈運用

解釈・運用如何で、ガス事業法か液石法か、適用法が異なってくる。
分かり易い解釈に。

(2)自由化の目的と実態に即した詳細設計

届出等の手続き・提出書類を可能な限り簡素化

(3)いわゆる公益特権に係る特例措置

円滑な事業継続に必要な取扱い

(4)料金規制に係る経過措置

旧簡易ガス団地は、既に十分な競争状態

4-1.「一の団地」の解釈を明瞭に

- 現行の「一の団地」の解釈は、不自然で分かりにくい(参考)。
- 「一の団地」内で、供給地点数70を境に、適用法律がガス事業法か液石法のいずれかになるので、法的安定性を図るためにも分かり易い解釈が必要。
- 自由化に伴い、メルクマールで囲まれた区域ではなく、「連続した土地において、特定ガス発生設備から導管により接続される供給地点の数が70以上」を基本とすべき。

(参 考)

現行「一の団地」の解釈は、不自然

この区画内で、同一事業者の導管によるLPガス供給が合計して70戸以上に及ぶ場合、区画全体が「一の団地」と解釈され、簡易ガス事業の許可を要する。
(平.13.1.5. 12資公部第335号)



4-2.届出手続きや提出書類を簡素化

- 団地ごとの事業許可制から事業者ごとの登録制へ移行。
- 登録に当たっては、団地ごとの工事費や収支見積書、詳細な図面などの提出は不要で、どこに、どの程度のお客様への供給を計画し、その能力を有するか否か、必要最小限を確認。
- 供給地点数は、常に変動するので、その都度の変更届出等は不要とし、内訳として毎年度の供給計画で確認。

4-3.いわゆる公益特権に係る特例措置

●円滑な事業の継続には、次のような特例措置の維持が必要

【政省令事項の手当て】

国有財産法、地方自治法、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、農地法等

【通達の発出】

道路法

「ガス小売事業」は道路占用の特例から除外されたが、熱供給事業と同様に、円滑な道路占用許可の取得には通達の発出が必要

4-4.料金規制に係る経過措置

- 簡易ガス事業は、ガスの導管供給がなされていない地域に導管を延伸して普及を図っていく一般ガスと異なり、その供給地点群(団地)の許可の際に100%を前提に導管を敷設しており、利用率の概念はなじまない。供給区域の許可ではない。
- 集合住宅における導管は住宅側が所有しており、管理組合等が供給事業者を選択することが、より一層容易になる。
- 185万の許可件数に対し120万弱の調定件数と、既に地域を問わずオール電化やLPガス販売事業等と競争状態。
- 仮に、料金規制を行うときは、料金算定上の平均販売数量は「許可件数」ではなく「調定件数」をベースにすべき。